国民健康保険税の税率を改定します

都道府県と市町村が共同保険者となるように国民健康保険制度が改 正され、平成30年度から都道府県を単位とする広域化が始まりました。

広域化に伴い県が策定した「埼玉県国民健康保険運営方針」では、 標準的な賦課方式として2方式が示されており、平成30年4月1日現 在、県内では半数以上の市町村が2方式を採用しています。

美里町も将来的に2方式を目指すために、今後段階的に税率の改定を 予定しています。平成31年度はその第1段階として、国民健康保険税率 を以下のとおり改定します。皆さまのご理解とご協力をお願いします。



【平成31年度からの新税率】

		医療分 (全加入者)		後期高齢者支援分(全加入者)		介護納付金分 (40歳以上65歳 未満の加入者)	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所 得 割	所得に対して	5.5%	5.6%	1.8%	1.9%	1.2%	1.3%
資 産 割	固定資産税に対して	35.0%	20.0%	_	_	_	_
均等割	加入者1人当たり	12,000円	18,000円	8,000円	9,000円	8,000円	9,000円
平等割	1 世帯当たり	17,000円	12,000円	_	_	_	_

※平成31年度の国保税額は、7月中に発送する納税通知書でお知らせします。

【改定のポイント】

◎賦課方式の変更に向けて

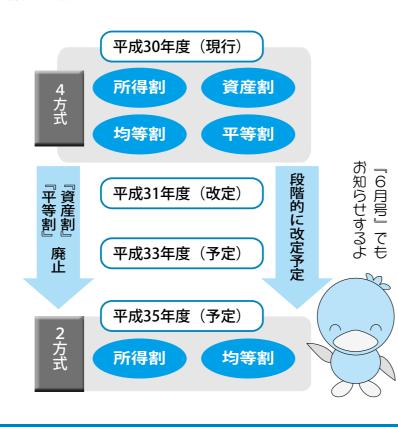
将来的に賦課方式を、現在の4方式か ら2方式に近づけていきます。

賦課方式を変更することにより、平成 30年度と所得などが変わらない世帯でも、 課税額に増減があると想定されます。

そこで町では、被保険者への負担が急 激な変化にならないよう配慮し、段階的 (2年ごとに3段階を予定)に税率を改定 していきます。

◎町全体の課税額は据え置き

今回の改定は、国保税における歳入を 増やすためではなく、賦課方式の変更に 向けての改定です。そのため、町全体の 課税額が平成30年度当初と同額程度にな るように改定しています。



問合せ=保険税について 総務税務課 税務係 ☎76-5131 資格について 住民福祉健康課 保険年金係 ☎76-1366

税務署からのお知らせ 📵 本庄税務署 🕿 22-2111

税務署

【確定申告のお知らせ】

- ◇国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」 をご利用いただくと自宅などで確定申告書が作成 できます。「e-Taxで送信」、「書面で印刷して送付」 のどちらかで提出してください。
- ◇「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお 持ちのかたは、IDとパスワードを入力すれば e-Taxで申告することができます。ぜひご利用く ださい。
- ◇「確定申告書等作成コーナー」の操作方法や確定 申告に関することは、まず国税庁ホームページで検 索し、ご不明な点は電話にてお問い合わせください。

《確定申告などに関するお問合せ》

国税庁ホームページ「確定申告特集」 をご覧ください。

《 e-Tax・作成コーナーの操作などに関す るお問合せ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」 (**2**0570-01-5901) 【受付】月~金曜日(祝日を除く)

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

確定申告会場の開設期間前は、相談スペース が限られており、長時間お待ちいただく場合が あります。

本庄税務署

2月18日(月)~3月15日(金) (十、日を除く)

■時間 相談受付:午前8時30分~午後4時

(提出は午後5時まで) 相談開始:午前9時から

- ※2月15日 金までは、確定申告会場は開設しておりません。
- ※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越 しください。なお、相談内容が複雑な場合は、午後3 時頃までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる 場合には、再度お越しいただく場合があります。
- ※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいた だく場合や受付を早めに締め切る場合があります。
- ※税務署の駐車場は大変混雑するため、満車の場合はお 近くの有料駐車場をご利用いただく場合があります。

などの嬉し 私も先日、 プダウンはあるものの

時間弱で、

寺院や

少

たる

介致しますので、ぜひともご連絡・ご応募示こんなご利益がある」などの便りを募集し、さて、町長コラムでは、読者の皆様から 住職に感心するとともに、 の発展と皆さまの お堂等

内にある

ワ スポ ッソ 玉 +力 所

から独る

HT

長

ラ

厶

7 平成31年2月 広報みさと2月号 No.571 6